

■保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、市役所介護福祉課高齢者福祉担当へご相談ください。災害・失業などによる所得の大幅な減少や、そのほか特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

■保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。「年金からのお支払い」の場合は手続きの必要はありませんが、「口座振替」を希望される方は、ご本人の保険証、預金通帳とお届け印をお持ちのうえ、市役所介護福祉課高齢者福祉担当へお申し出ください。

※保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象になります。

■新しい保険証に変わります

現在使用している保険証の有効期限は、平成23年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届いたときはお持ちの保険証を破棄し、新しい保険証を使用してください。

- ・新しい保険証の有効期限は、平成25年7月31日までです。
- ・紛失したときや汚れたときは、再交付しますので市役所介護福祉課高齢者福祉担当までお申し出ください。
- ・今回から、裏面に臓器提供に関する意思表示欄があります。

保険証の色は、黄色から変わりません。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成25年 7月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 住 所	広城市連合町1丁目
保 険 者 氏 名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月	平成20年 4月 1日
発 効 期 日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成23年 7月 1日
一部負担の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110100 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域 合

■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります。

現在使用している減額認定証も、平成23年7月31日で有効期限が満了するため、8月以降は使用できなくなります。

該当となる方には、7月中に新しい減額認定証を交付しますので、8月1日からは新しい減額認定証を使用してください。

【減額認定証の交付対象となるのは、次の区分ⅠまたはⅡに該当する方です】

区 分 Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区 分 Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方

減額認定証の色は、オレンジ色から変わりません。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成23年 8月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 住 所	広城市連合町1丁目
保 険 者 氏 名	後期 一郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発 効 期 日	平成23年 8月 1日
有 効 期 限	平成24年 7月 31日
用 区 分	区分Ⅰ
長期入院 認定年月日	保険者印 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110100 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域 合

■お問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
TEL 011(290)5601番
市役所介護福祉課高齢者福祉担当
TEL(23)6111番 内線2174・2183

